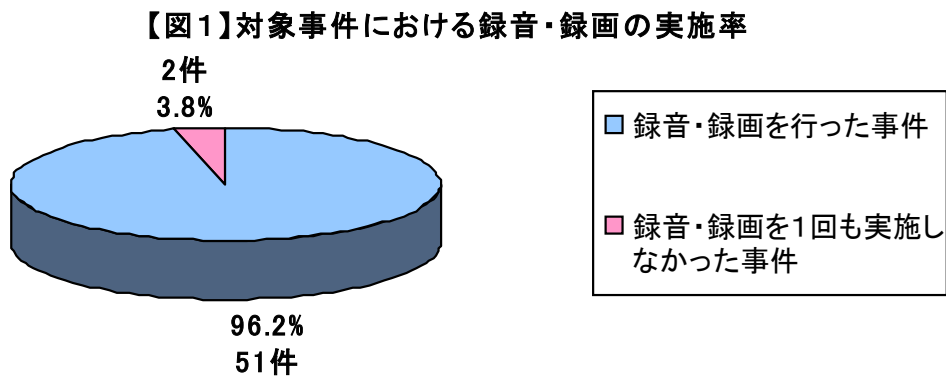


独自捜査事件における録音・録画の実施状況

1 録音・録画を実施した事件数

平成24年10月から同25年2月末までに報告があった事件（53件）のうち、録音・録画を行った事件は、51件（約96.2パーセント）で、録音・録画を1回も実施しなかった事件は、2件（約3.8パーセント）である。

【図1】



また、取調べの録音・録画を行った51件のうち、取調べの全過程の録音・録画を行ったものは31件（約60.8パーセント）である。

（参考）

- 平成23年4月から同24年4月までの間に報告があった事件（98件）のうち、録音・録画を行った事件は、91件（約92.9パーセント）で、録音・録画を1回も実施しなかった事件は、7件（約7.1パーセント）であった。

また、取調べの録音・録画を行った91件のうち、取調べの全過程の録音・録画を行ったものは、39件（約42.9パーセント）であった。

- 平成24年5月から同年9月までの間に報告があった事件（56件）のうち、録音・録画を行った事件は、53件（約94.6パーセント）で、録音・録画を1回も実施しなかった事件は、3件（約5.4パーセント）であった。

また、取調べの録音・録画を行った53件のうち、取調べの全過程の録音・録画を行ったものは31件（約58.5パーセント）であった。

2 取調べ時間と録音・録画時間との関係

平成24年10月から同25年2月末までに報告のあった取調べの録音・録画を行った事件全体（51件）について、総取調べ時間に占める総録音・録画

時間の割合を見ると、約72.7パーセントとなっており、1事件当たりの平均録音・録画時間は、約41時間44分となっている。

このうち、取調べの全過程を録音・録画した事件（31件）における1事件当たりの平均録音・録画時間は、約51時間58分であり、取調べの一部を録音・録画した事件（20件）における、総取調べ時間に占める総録音・録画時間の割合は、約38.5パーセント、1事件当たりの平均録音・録画時間は、約25時間51分となっている。

(参考)

- 1 平成23年4月から同24年4月までの間に報告があった取調べの録音・録画を行った事件全体（91件）については、総取調べ時間に占める総録音・録画時間の割合は、約51.4パーセント、1事件当たりの平均録音・録画時間は、約32時間10分であった。

このうち、取調べの全過程を録音・録画した事件（39件）における1事件当たりの平均録音・録画時間は約54時間35分であり、取調べの一部を録音・録画した事件（52件）における、総取調べ時間に占める総録音・録画時間の割合は、約22.4パーセント、1事件当たりの平均録音・録画時間は、約15時間21分である。

- 2 平成24年5月から同年9月までの間に報告があった取調べの録音・録画を行った事件全体（53件）について、総取調べ時間に占める総録音・録画時間の割合を見ると、約70パーセントとなっており、1事件当たりの平均録音・録画時間は、約37時間48分であった。

このうち、取調べの全過程を録音・録画した事件（31件）における1事件当たりの平均録音・録画時間は、約55時間39分であり、取調べの一部を録音・録画した事件（22件）における、総取調べ時間に占める総録音・録画時間の割合は、約30.6パーセント、1事件当たりの平均録音・録画時間は、約15時間1分である。

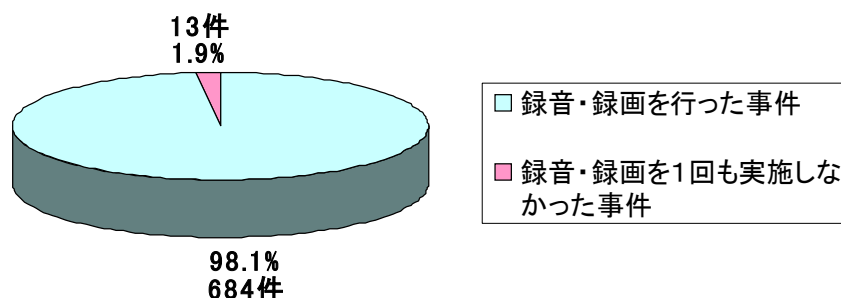
裁判員裁判対象事件における録音・録画の実施状況

1 録音・録画を実施した事件数

平成24年10月から平成25年2月末までに報告があった事件（1825件）のうち、録音・録画を行った事件は、1716件（約94.0パーセント）で、録音・録画を1回も実施しなかった事件は、109件（約6.0パーセント）である。

このうち、裁判員裁判対象事件の罪名で公判請求した事件（697件）に限って見ると、録音・録画を行った事件は、684件（約98.1パーセント）で、録音・録画を1回も実施しなかった事件は、13件（約1.9パーセント）である。【図1】

【図1】 裁判員裁判対象事件の罪名で公判請求した事件の録音・録画実施率
対象事件の公判請求総数 697件



また、取調べの録音・録画を行った1716件のうち、検察官の取調べの全過程の録音・録画を行ったものは、878件（約51.2パーセント）である。このうち、裁判員裁判対象事件の罪名で公判請求した684件に限って見ると、全過程の録音・録画を行ったものは、380件（約55.6パーセント）である。

(参考)

- 平成23年9月から平成24年4月までの間に報告のあった事件（2465件）における録音・録画実施件数は、1906件（約77.3パーセント）で、不実施件数は、559件（約22.7パーセント）であった。裁判員裁判対象事件の罪名で公判請求した事件（1005件）に限ると、実施件数は946件（約94.1パーセント）、不実施件数は、59件（約5.9パーセント）であった。

また、取調べの録音・録画を行った1906件のうち、全過程の録音・録画を行ったものは、399件（約20.9パーセント）であり、裁判員裁判対象事件の罪名で公判請求した946件に限ると、全過程の録音・録画を行ったものは182件（約19.2パーセント）であった。

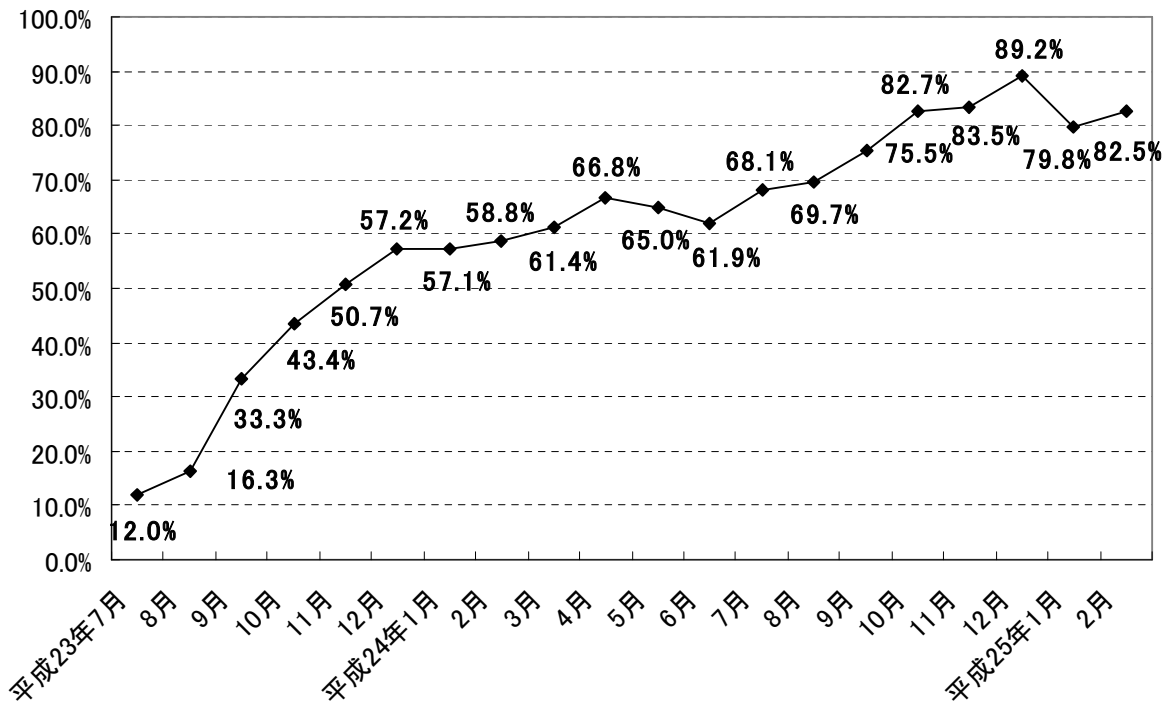
2 平成24年5月から同年9月までの間に報告のあった事件（1448件）における録音・録画実施件数は、1247件（約86.1パーセント）で、不実施件数は、201件（約13.9パーセント）であった。裁判員裁判対象事件の罪名で公判請求した事件（496件）に限ると、実施件数は471件（約95.0パーセント）、不実施件数は、25件（約5.0パーセント）であった。

また、取調べの録音・録画を行った1247件のうち、全過程の録音・録画を行ったものは、565件（約45.3パーセント）であり、裁判員裁判対象事件の罪名で公判請求した471件に限ると、全過程の録音・録画を行ったものは246件（約52.2パーセント）であった。

2 取調べ時間と録音・録画時間との関係

平成23年7月以降、録音・録画を行った事件について、取調べ時間中に占める録音・録画時間の割合を月別に見ると、以下のとおりである。【図2】

【図2】 取調べ時間中の録音・録画時間割合



平成24年10月から平成25年2月末までに報告のあった取調べの録音・録画を行った事件（1716件）について、総取調べ時間に占める総録音・録画時間の割合を見ると、約81.4パーセントとなっており、1事件当たりの平均録音・録画時間は、約4時間7分となっている。

このうち、取調べの全過程を録音・録画した事件（878件）における1事件当たりの平均録音・録画時間は、約5時間44分であり、取調べの一部を録音・録画した事件（838件）における、総取調べ時間に占める総録音・録画時間の割合は、約53.2パーセント、1事件当たりの平均録音・録画時間は、約2時間25分となっている。

(参考)

- 1 平成23年9月から平成24年4月までの間における録音・録画実施事件（1906件）について見ると、取調べの全過程を録音・録画した事件（399件）における1事件当たりの平均録音・録画時間は約7時間12分であり、取調べの一部を録音・録画した事件（1507件）における1事件当たりの平均録音・録画時間は、約4時間21分である。
- 2 平成24年5月から同年9月までの間における録音・録画実施事件（1247件）について見ると、総取調べ時間に占める総録音・録画時間の割合は、約66.2パーセントで、1事件当たりの平均録音・録画時間は、約5時間11分である。このうち、取調べの全過程を録音・録画した事件（565件）における1事件当たりの平均録音・録画時間は、約5時間21分であり、取調べの一部を録音・録画した事件（682件）における、総取調べ時間に占める総録音・録画時間の割合は、約52.5パーセントである。

知的障がいによりコミュニケーション能力に問題がある被疑者等に対する取調べの録音・録画の実施状況

1 録音・録画を実施した事件数

試行開始以降の録音・録画実施件数について時期ごとに分類したものが、下記の表である。平成24年10月から平成25年2月までの間に、録音・録画を実施した旨報告のあった事件は、443件である。

【表】録音・録画の実施件数

取調べの録音・録画を実施した事件数	1427件	1か月平均
平成23年4月～同年6月	31件	10.3件
平成23年7月～同年9月	52件	17.3件
平成23年10月～平成24年4月	457件	65.3件
平成24年5月～同年9月	444件	88.8件
平成24年10月～平成25年2月	443件	88.6件

平成24年10月から平成25年2月までの間に、試行対象事件に該当すると判断したものの、録音・録画を1回も実施しなかった事件は10件である。

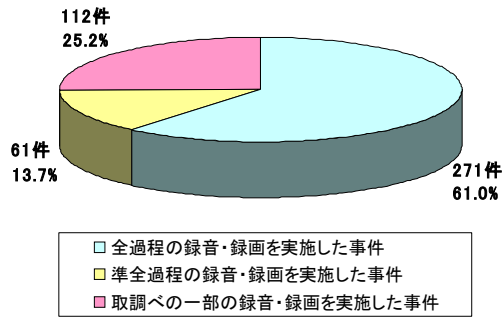
2 録音・録画の範囲別内訳

録音・録画を実施した事件について、「取調べの全過程の録音・録画を実施した事件」、「準全過程の録音・録画を実施した事件（注）」、「取調べの一部の録音・録画を実施した事件」について、各件数を分類したものが図1-1及び図1-2である。

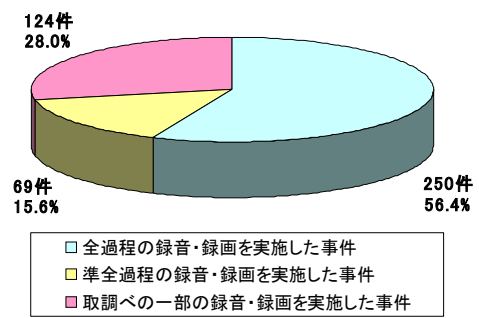
図1-1は、平成24年5月から同年9月までの間のものであり、図1-2が、平成24年10月から平成25年2月までの間のものである。

（注）事件の送致を受けた段階では、被疑者に知的障害によりコミュニケーション能力等に問題があることを把握できなかったため録音・録画を実施しなかったものの、知的障害によりコミュニケーション能力等に問題があることが判明した後の検察官による全ての取調べについて録音・録画をした事件。

【図1-1】録音・録画の範囲別内訳
(平成24年5月～同年9月)

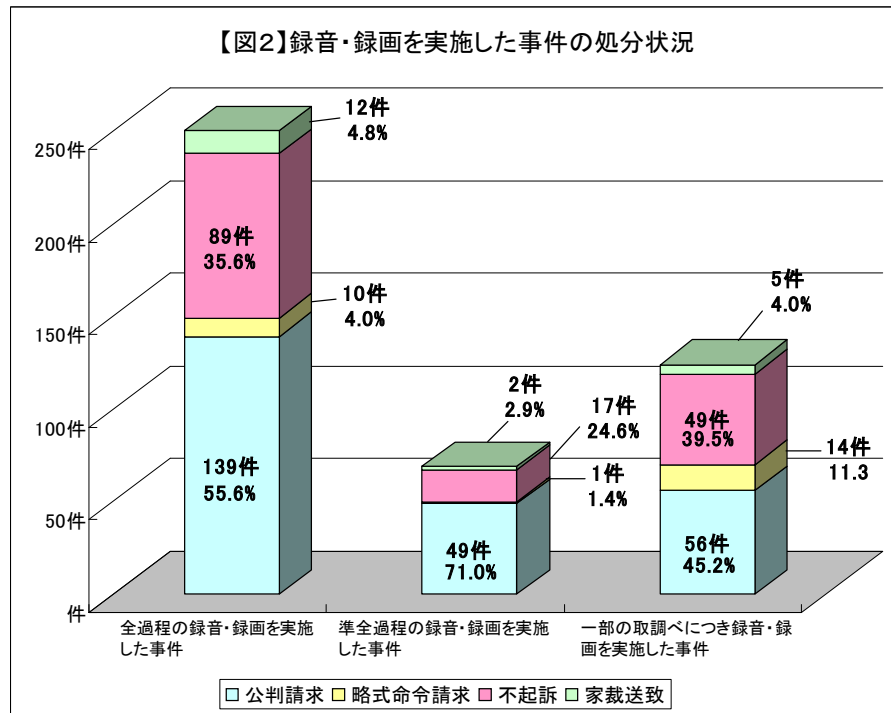


【図1-2】録音・録画の範囲別内訳
(平成24年10月～平成25年2月)



3 録音・録画を実施した事件の処分別内訳

平成24年10月から平成25年2月までの間に、実施報告のあった事件の処分別内訳は、図2のとおりである。



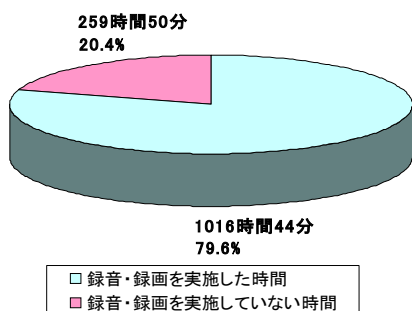
4 録音・録画時間

対象事件として録音・録画を実施した事件における取調べ時間と録音・録画時間の各合計は、図3-1及び図3-2のとおりである。

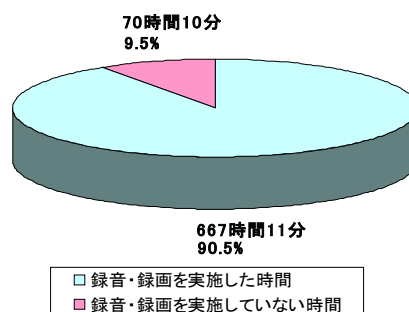
図3-1が平成24年5月から同年9月までの間のものであり、図3-2が平成24年10月から平成25年2月までの間のものである。

なお、1件当たりの平均録音・録画時間は、平成24年5月から同年9月までの間が約2時間17分、平成24年10月から平成25年2月までの間が約1時間30分となっている。

【図3-1】録音・録画の実施時間
(平成24年5月～同年9月)
取調べ時間 1276時間34分



【図3-2】録音・録画の実施時間
(平成24年10月～平成25年2月)
取調べ時間 737時間21分



5 心理・福祉関係者による取調べの助言及び立会い

平成25年2月末までに取調べの助言及び立会いを実施した件数は、合計14件（東京4件、横浜2件、大阪3件、京都2件、名古屋1件、広島1件、長崎1件）である。

精神の障害等により責任能力の減退・喪失が疑われる被疑者等に対する取調べの録音・録画の実施状況

1 録音・録画を実施した事件数

試行開始（平成24年11月1日）から平成25年2月までの間に、録音・録画を実施した旨報告のあった事件は、548件である。

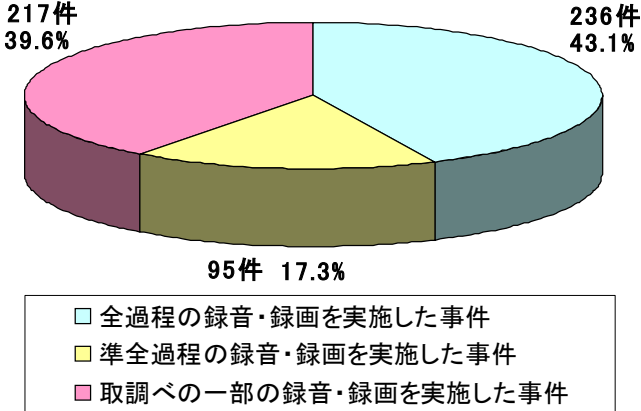
この間に、試行対象事件に該当すると判断したものの、録音・録画を1回も実施しなかった事件は12件である。

2 録音・録画の範囲別内訳

録音・録画を実施した事件について、「取調べの全過程の録音・録画を実施した事件」、「準全過程の録音・録画を実施した事件（注）」、「取調べの一部の録音・録画を実施した事件」について、各件数を分類したものが図1である。

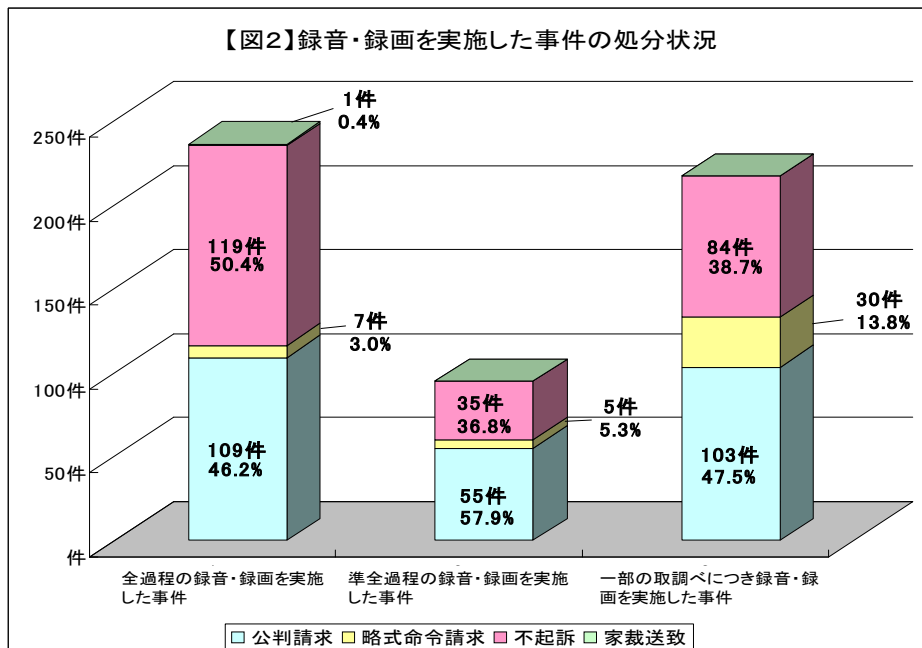
（注）事件の送致を受けた段階では、被疑者に精神の障害等により責任能力の減退・喪失が疑われることを把握できなかったため録音・録画を実施しなかったものの、精神の障害等により責任能力の減退・喪失が疑われることが判明した後の検察官による全ての取調べについて録音・録画をした事件。

【図1】録音・録画の範囲別内訳
(平成24年11月～平成25年2月)



3 録音・録画を実施した事件の処分別内訳

試行開始から平成25年2月までの間に、実施報告のあった事件の処分別内訳は、図2のとおりである。



4 録音・録画時間

試行開始から平成25年2月までの間に、対象事件として録音・録画を実施した事件における取調べ時間の合計は、1310時間9分であり、このうち録音・録画時間の合計は、1057時間46分である（図3）。

1事件当たりの平均録音・録画時間は、約1時間56分となっている。

【図3】録音・録画の実施時間
取調べ時間 1310時間9分

